二級・木造建築士死亡届

　下記のものは、令和　　　年　　　月　　　日死亡いたしましたので、関係書類を添え建築士法第８条の２第１号に基づき届出ます。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　　年　　　月　　　日

　　　山梨県知事　殿

　　　　　　　　　　　　　　　住　　　　　　所

届出義務者の氏名　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　本人との続柄

記

　　　　　ふ　　り　　が　　な

１　氏　　　　　 名

２　生年月日

３　本籍

４　登録番号

５　登録年月日